

恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月17日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第6号

恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年条例第15号)  
の一部を次のように改正する。

現行	改正案
目次 第1章～第5章 (略) 第6章 <u>補則</u> (第40条 ) 附則  第1条～第6条 (略)	目次 第1章～第5章 (略) 第6章 <u>雑則</u> (第40条・第41条) 附則  第1条～第6条 (略)  (安全計画の策定等) <u>第6条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計

現行	改正案
<p>第7条・第8条 (略)</p> <p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第9条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、_____</p> <p>_____ 必要に応じ当該家庭的</p>	<p><u>画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第6条の3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</u></p> <p>第7条・第8条 (略)</p> <p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第9条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的</p>

現行	改正案
<p>保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p>	<p>保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>第10条・第11条 (略)</p>	<p>第10条・第11条 (略)</p>
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第12条 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>	<p>第12条 <u>削除</u></p>
<p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____よう努めなければならない。</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p>
<p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>
<p>第14条～第39条 (略)</p>	<p>第14条～第39条 (略)</p>
	<p>(電磁的記録)</p> <p>第40条 <u>家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができ</u></p>

現行	改正案
第 40 条 (略)	<p><u>る情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p> <p>第 41 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 条及び第 4 0 条の改正は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 2 この条例による改正後の恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等を定める条例第 6 条の 3 第 2 項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。